

第5回筑後川水系流域委員会

日 時：平成18年1月13日（金）14:00～17:00

会 場：筑後川発見館 くるめウス

議 事 次 第

1. 開 会

2. 事務所長挨拶

3. 議 事

（1）筑後川水系河川整備計画（原案）

4. その他

5. 閉 会

筑後川水系流域委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「筑後川水系流域委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、筑後川水系河川整備計画(直轄管理区間)の案を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者としての意見を集約することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、国土交通省九州地方整備局長が設置する。

2 委員会の委員は、筑後川流域に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通省九州地方整備局長が委嘱する。

3 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(委員会の成立)

第4条 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を召集する。

3 委員長は、委員会の運営と進行を総括し委員会を代表する。

4 委員長は、副委員長を委員の中から指名する。

5 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、副委員長が職務を代行する。

(意見参考人)

第6条 委員会が必要と認めるときに意見参考人を委員会に出席させ、意見聴取することが出来る。

(情報公開)

第7条 委員会の公開方法については、委員会で定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所に置く。

(規約の改正)

第9条 委員会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の2分の1以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付 則

(施行期日) この規約は、平成16年6月17日から施行する。

筑後川水系流域委員会 委員名簿

氏名	主分野	所属等	備考	今回 出欠
クスダ テツヤ 楠田哲也	環境工学	九州大学大学院工学研究院教授	委員長	○
シマタニ ユキヒロ 島谷幸宏	河川環境	九州大学大学院工学研究院教授	副委員長	○
マツイ セイイチ 松井誠一	魚類生態	九州大学大学院農学研究院教授		○
ヒラノ ムネオ 平野宗夫	河川工学	九州大学名誉教授(工学)		○
コガ ケンイチ 古賀憲一	水質	佐賀大学教授(理工学部)		○
ヒガシ カズノリ 東 和敬	動物生態	佐賀大学名誉教授(農学)		○
クロダ マサル 黒田正治	農業水利	九州共立大学教授		○
アラマキ タクミ 荒牧 巧	漁業	福岡県有明海漁業協同組合連合会代表理事会長		×
マツザキジロウ 松崎治朗	漁業	佐賀県有明海漁業協同組合連合会専務理事		○
カジワラカズオ 梶原一夫	漁業	日田漁業協同組合組合長		○
イシハラ トオル 石原 亨	水資源	元筑後川流域利水対策協議会幹事長		○
フクオカ ヒロシ 福岡 博	歴史	佐野常民記念館館長		○
ゴウバルマチコ 合原真知子	水源地活性化	MORI MORI ネットワーク運営委員		×
イサモト ケンジ 諫本憲司	まちづくり	NPO 法人ひた水環境ネットワークセンター理事長		○
ダ タイ タダシ 駄田井 正	流域経済	NPO 法人筑後川流域連携倶楽部理事長		○
エウ ケンシゲ 江藤訓重	観光・景観	九州ツーリズム大学事務局長		×
カワノ エミコ 川野栄美子	福祉	大川ボランティア連絡会会長		○
コンドウヒコ 近藤日子	文化	画家 アトリエ scncha		○
オオモリノブアキ 大森伸昭	マスコミ	西日本新聞社久留米総局長		○

※名簿順については、順不同です。

筑後川水系流域委員会の運営について

1. 情報公開のあり方について

(1) 委員会の傍聴

- 一般の希望者及びマスコミ関係者は、委員会を傍聴することができる。ただし、会場の都合により傍聴を制限する場合がある。
- 傍聴者によるカメラ及びビデオの撮影、録音は委員長の挨拶までとする。

(2) 開催案内の方法

- 記者発表を実施するとともにホームページに掲載する。

(3) 議事内容の公開

- 議事内容は、議事録（逐語録）を作成する。
- 議事録（逐語録）には、委員の個人名は掲載しない。
- 議事録（逐語録）は、出席委員の確認を得たうえでホームページに掲載する。

(4) 委員会資料の公開

- 個人情報及び重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き、原則公開する。
- ホームページに掲載する。
- 国土交通省筑後川河川事務所にて、閲覧可能とする。

(5) 記者会見

- 必要に応じて、委員長が行う。

2. 審議を円滑に進行するために

(1) 二つの原則

- 自由で平等な発言の確保。
- 創造的な討論。

(2) 四つの約束

- 自由で対等な立場での発言を確保する。
- 個人や団体の批判を行わない。
- 参加者は立場を越えて議論する。
- 分かりやすい説明、お互いの心情への理解、基本的なモラルの遵守を心がける。

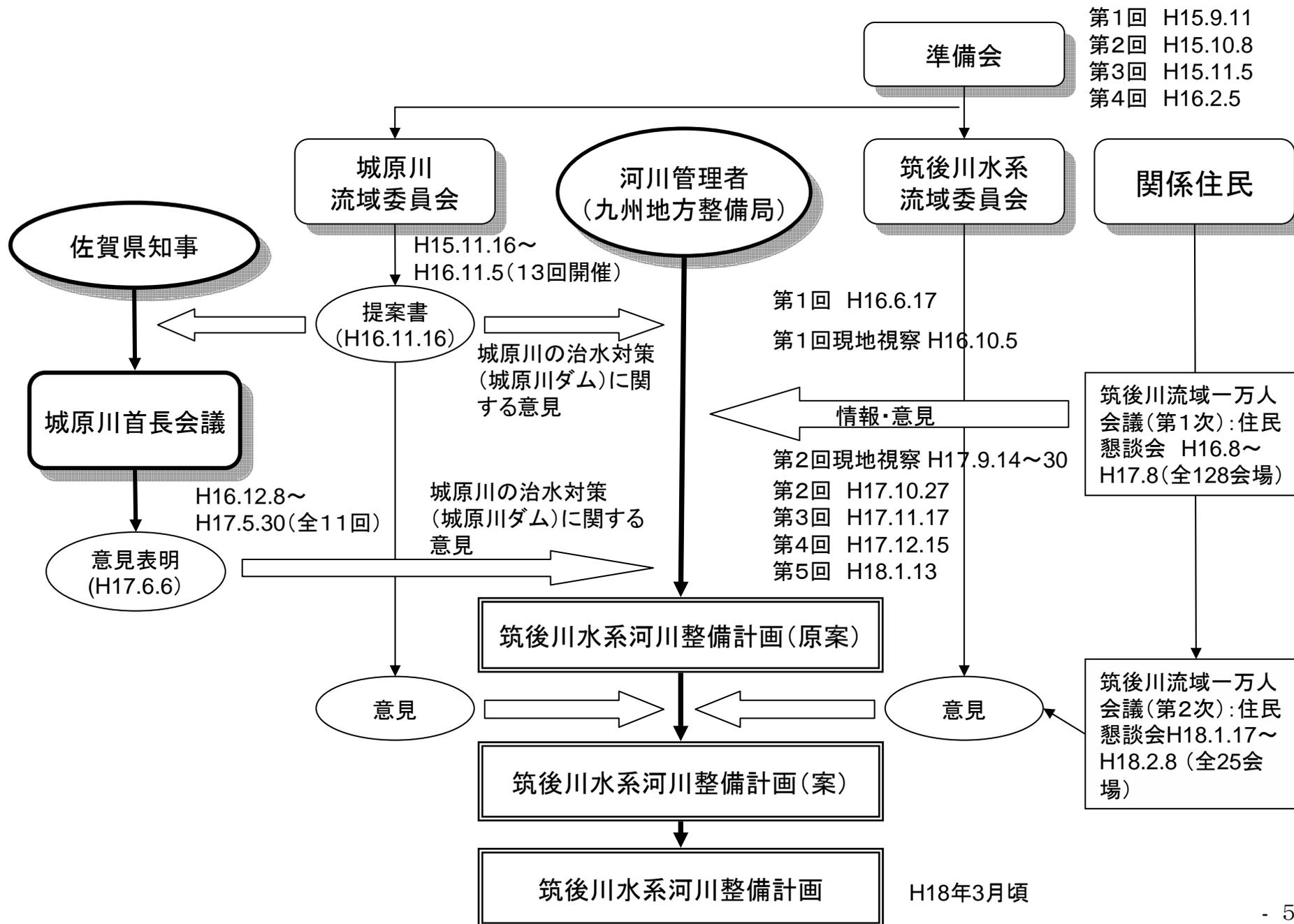
参考 河川法（抜粋）

（河川整備計画）

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

筑後川水系河川整備計画(直轄区間)策定までのスケジュール



次回以降の筑後川水系流域委員会の開催について

第6回流域委員会

日時：平成18年2月27日（月）

午後14：00～17：00

場所：筑後川発見館「くるめウス」

なお、本日頂いた以外に原案に対するご意見があれば、2月17日（必着）までにFAXもしくは電子メールでお送り願います。

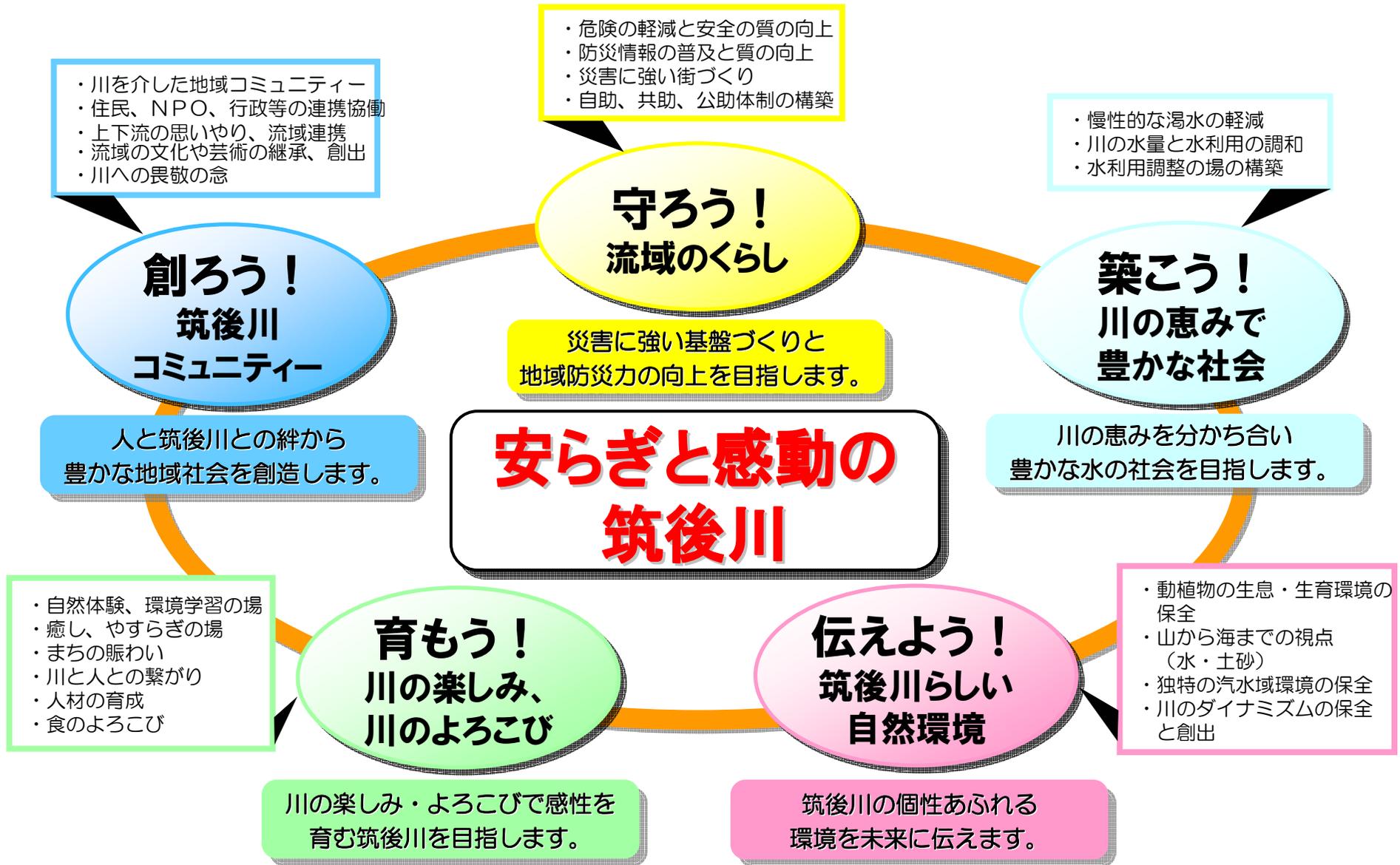
F a x （ 0 9 4 2 - 3 7 - 8 1 1 9 ）

電子メール（ kai-k8910@qsr.mlit.go.jp morooka-f8910@qsr.mlit.go.jp ）

次回2月27日の第6回筑後川水系流域委員会では、本日頂いたご意見や、第2次筑後川流域1万人会議等で頂いた住民の皆さんからのご意見等を整理し、お示しする予定です。

筑後川水系河川整備計画（原案） のポイント

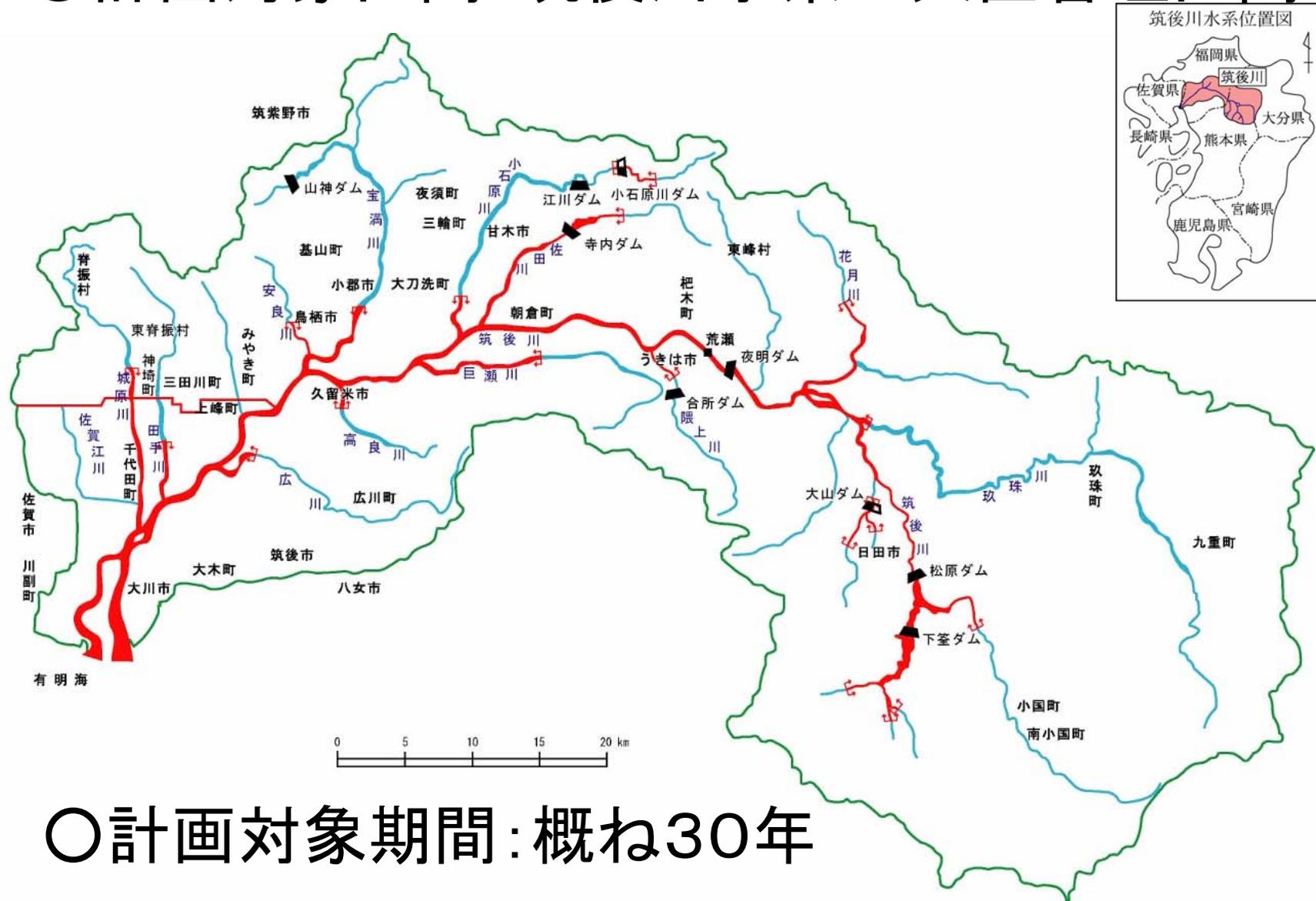
河川整備の基本理念



流域の視点で、これらを一体的・総合的に取り組みます。さらに筑後川が創り出した歴史的・文化的環境に配慮します。

計画対象区間及び計画対象期間

○計画対象区間：筑後川水系の大臣管理区間



○計画対象期間：概ね30年

河川整備計画(原案)のポイント【治水】

目標	考え方	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ S28年に次ぐ洪水を安全に流下(7割規模、S57洪水同等) ■ 支川は本川とのバランス確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口・資産が集積する久留米市街部を守る ■ 上流の整備は下流の危険性が增大しないよう配慮 ■ 潜在的な危険を解消 ■ 減災体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 堤防の整備・強化 ■ 大山ダム、小石原川ダム、城原川ダムの整備 ■ 城原川、巨瀬川、花月川等の支川整備 ■ 水衝部や堤防の質的な安全性を向上 ■ 施設の遠隔操作、自動化 ■ 情報の充実と共有(支川の浸水想定区域図公表、洪水ハザードマップの全市町村整備、光ファイバーの全市町村接続、リアルタイム映像情報提供) ■ 地域防災力の向上 ■ 歴史的治水(減災)施設の活用 ■ 防災資機材の備蓄、拠点整備 ■ 自治体等への災害対策支援
<ul style="list-style-type: none"> ■ S60年台風13号高潮に対する安全確保(最終目標TP7.5mに対してTP6.5m) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 堤防の高さが低い箇所を整備 ■ 施設能力を超える洪水に対しても壊滅的な被害とならないよう配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 堤防を嵩上げ ■ 情報の充実と共有(高潮ハザードマップの整備)

河川整備計画(原案)のポイント【利水】

目標	考え方	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川流量の確保 ■ 適正な水利用の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存施設及び建設中の施設等により、瀬ノ下地点40m³/秒の確保を目指す ■ 城原川ダムにおける不特定容量の確保の必要性を検討 ■ 河川流量及び取水量等の把握 ■ 河川利用者、関係行政機関、河川管理者等の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大山ダム、小石原川ダム、ダム群連携施設の整備 ■ 既設ダムの有効活用 ■ 河川流量及び取水量等の把握やダムの適正管理による水資源の有効活用 ■ 関係機関との連携による水利用の調整、利水者や農・漁業関係者を含めた調整の場の構築 ■ 渇水時の取水制限や水源施設の総合運用等の調整

河川整備計画(原案)のポイント【環境・利用】

目標	考え方	実施すること
<ul style="list-style-type: none"> ■ 動植物の良 好な生息・生 育環境の保 全・再生 ■ 美しい河川景 観の形成 ■ 環境基準の 水質維持と流 域全体での更 なる水質向上 ■ 親しみ、やす らぎ、癒され る水辺 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 流域住民と連携し、 学識経験者の意見 を聴きながら、動植 物の生育・生息環境 を保全・再生 ■ 地域の風景や歴史・ 文化との調和 ■ 関係機関との連携 を図り、汚濁負荷を 削減 ■ 都市のオープンス ペース、親水、環境 学習、自然体験 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多自然型川づくり ■ 河川の連続性の確保(魚道等) ■ 砂利採取の規制 ■ 「筑後川汽水環境保全・再生計画」の策定 ■ 「筑後川中流自然環境保全・再生計画」の策定 ■ 「ひた水辺再生プラン」の策定 ■ 既設ダム貯水池の水質改善 ■ 地域と連携して、貯水池に流入する汚濁負荷の削 減 ■ ダム貯水池周辺の樹林帯整備 ■ 子どもたちの環境学習の支援 ■ 刈り草のリサイクル、ゴミの削減 ■ 筑後川ふれあいスポット「川標(かわしるべ)」 ■ 水面利用のルールづくり

河川整備計画(原案)のポイント【総合】

キーワード	取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ■川とのかかわり、ふれあい、川への目配り、思い ■可能なところから段階実施 ■流域全体での取り組み ■河川行政の枠組みを超えた多様な主体との連携・協働 	<ul style="list-style-type: none"> ■対話と協働による川づくり(筑後川流域1万人会議の継続、住民等との協働体制の構築) ■100万人の川守 ■リバースクール、リバーガイド ■リバーツーリズム ■かわまちづくり ■情報交流拠点の充実(ちくご川情報局など) ■筑後川八景
<ul style="list-style-type: none"> ■流域を視野に入れた総合的な河川管理 	<ul style="list-style-type: none"> ■源流から有明海 ■水量、土砂、河道、流域や氾濫源 ■関係機関との連携 ■洪水流出、水質、ゴミ、水循環、土砂移動